

茨城県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の規定に基づく医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者の報告方法、県の公表方法等を定めることを目的とする。

2 薬局機能情報の報告

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年 12 月 31 日現在の薬局機能情報を、翌年 1 月末日までに、次のいずれかの方法により、知事あて報告する。

ア インターネット上の薬局機能情報提供システム（以下「システム」という。）への入力。

イ 管轄の保健所への薬局機能情報報告書（様式第 1 号）の提出。

(2) 新規薬局開設時の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設後速やかに当該薬局の薬局機能情報を次のいずれかの方法により、知事あて報告する。

ア インターネット上のシステムへの入力。

イ 管轄の保健所への薬局機能情報報告書（様式第 1 号）の提出。

(3) 変更報告

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、法施行規則別表第 1 第 1 の項第 1 号に掲げる基本情報並びに同項第 3 号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無及び薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、速やかに次のいずれかの方法により、知事あて報告する。

ただし、基本情報等以外の情報に変更が生じたときに報告することを妨げるものではない。

ア インターネット上のシステムへの入力。

イ 管轄の保健所への薬局機能情報変更報告書（様式第 2 号）の提出。

3 薬局機能情報の公表

(1) 県による公表

県は、2 により報告された薬局機能情報をインターネットで公表するとともに、書面による閲覧等により公表する。

(2) 薬局による情報提供

薬局開設者は、報告した薬局機能情報を、当該薬局において書面の閲覧又は電磁的

方法により提供する。

付則

- 1 この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。